

茅ヶ崎市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等の監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和4年3月30日

茅ヶ崎市監査委員	森	誠一
同	成田	博隆
同	伊藤	素明

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠し、次のとおり監査を実施しました。

1 監査等の種類

財政援助団体等監査

2 監査等の対象

(1) 財政援助団体

社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会補助金

(2) 公の施設の指定管理者

茅ヶ崎市老人福祉センター

指定管理者 社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会

3 監査等の着眼点

本監査は、別に定める「財務監査の着眼点」及び「財政援助団体等監査の着眼点」により実施しました。

4 監査等の実施内容

この監査は、令和2年度に執行した財政援助団体の補助金及び公の施設の管理に係る出納その他の事務について適正に執行されているかどうかを主眼として抽出により実施しました。

5 監査等の日程

令和4年3月29日（火）

6 監査等の結果

財政援助団体の補助金及び公の施設の管理に係る出納その他の事務は、おおむね適正に執行されているものと認められました。

7 各対象の監査結果

(1) 財政援助団体

社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会補助金

所管課 福祉部福祉政策課

提出書類等を監査した結果、指導すべきと思われる事項は認められませんでした。

財政援助団体 社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会

指摘事項

〈運営経費〉

社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会補助金の運営経費では、職員の時間外勤務手当の過払いが1件、過少払いが1件ありました。

(2) 公の施設の指定管理者
茅ヶ崎市老人福祉センター

所管課 福祉部高齢福祉介護課

提出書類等を監査した結果、指導すべきと思われる事項は認められませんでした。

指定管理者 社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会

提出書類等を監査した結果、指導すべきと思われる事項は認められませんでした。